

社会貢献活動促進事業業務委託「公募型プロポーザル方式」公告

次のとおり企画提案を公募します。

令和7年3月5日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務概要

- (1) 業 務 名 社会貢献活動促進事業業務
- (2) 業 務 目 的 全国的な少子高齢化に起因して、地域コミュニティの希薄化や地域活力の低下が懸念される一方で、地域の課題は複雑多様化しており、県民・企業・NPOなど単体で解決するのは困難であり、多様な主体の連携が必要である。
本業務は、本県において社会貢献を志す者に対し、相談を通じた伴走支援を行うことにより、取組の具体化を促進するとともに、個人・団体の社会貢献活動を支援するセミナーの開催及び参加者相互の交流を行うことで、地域課題の解決や、多様な主体による新たな事業の創出を促進するものである。
- (3) 業 務 内 容 別紙「社会貢献活動促進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。
- (4) 契 約 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 委託料上限額 金3,160,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限であり、契約時の予定価格を示すものではない。
- (6) スケジュール
 - ① 企画提案募集開始 令和7年 3月 5日（水）
 - ② 質問受付期限 令和7年 3月12日（水）午後5時
 - ③ 質問最終回答期限 令和7年 3月14日（金）
 - ④ 参加申込書受付期限 令和7年 3月13日（木）午後5時
 - ⑤ 企画提案書提出期限 令和7年 3月21日（金）午後5時
 - ⑥ 審査 令和7年 3月25日（火）
 - ⑦ 審査結果通知 令和7年 3月25日（火）
 - ⑧ 契約締結、事業着手 令和7年 4月 1日（火）

2 応募資格

企画提案に参加する者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和３年山梨県告示第６７号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
- (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること
- (8) 事業計画、資金調達、広報戦略等、社会貢献活動に関する幅広い知見を有するほか、現に課題解決型講座を実施する等、本委託事業を適切に履行できる者であること。

3 企画提案募集要項等の交付及び質問の受付

- (1) 「山梨県県民生活部県民生活総務課」ホームページからダウンロードすること。
URL: <https://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/index.html>
- (2) 企画提案募集要項及び仕様書に関する質問は、企画提案募集要項を参照の上、電子メールにより行うこと。
山梨県県民生活部県民生活総務課企画・NPO担当
メールアドレス: kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp

4 審査方法

社会貢献活動促進事業業務委託に係る企画提案審査会において、オンラインにより企画提案書の内容を審査する。

5 企画提案に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨